

<給食休止・廃止届>

届出事項等	留意点
給食施設設置者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給食施設設置者の住所、氏名を記入してください。</li> <li>・法人の場合は、主たる事務所の所在地、法人名、代表者職・氏名を記入してください。</li> <li>・公立の施設の場合は、首長名を記入してください。</li> </ul>
届出義務の根拠規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1回又は1日の給食数により、「健康増進法第20条第2項」または「健康増進法に基づく指導等のための届出に関する条例第2条第2項」のいずれか該当するものを選択してください。</li> <li>■健康増進法第20条第2項 …特定給食施設（1回100食以上又は1日250食以上）に該当する施設</li> <li>■健康増進法に基づく指導等のための届出に関する条例第2条第2項 …その他の給食施設（1回50食以上又は1日100食以上）に該当する施設</li> </ul>
給食施設の名称	給食施設の正式名称を記入してください。
給食施設の所在地	給食施設の所在地の郵便番号、住所、電話番号、ファクシミリ番号、オンライン届出の場合メールアドレスを記入してください。
休止・廃止の年月日	給食を休止又は廃止する年月日を記入してください。
休止の期間	給食を休止する場合は、休止する年月日と再開予定年月日を記入してください。
休止の理由	給食を休止する場合は、休止する理由を記入してください。

※給食施設の所在地の変更について：移転による場合は廃止届を提出した後、新しい所在地で設置届を提出してください。